

Title	續 小机の二つの寺
Sub Title	Two buddist temples at Kozuke, Yokohama (continued) : Unshoin (雲松院) temple new interpretation of the charters kept in Unshoin
Author	淺子, 勝二郎(Asako, Katsujiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1956
Jtitle	史学 Vol.28, No.3/4 (1956. 3) ,p.1(279)- 21(299)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19560300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

續 小机の二つの寺

浅子勝二郎

二つの寺とは泉谷寺と雲松院である——その雲松院に、「桐圭」の朱印狀三通と「有虞寶松陶唐」の朱印狀一通が現藏されている。その由來を尋ねるのが本稿の目的である。

雲松院の開基は笠原信爲で、この寺はもと信爲が季雲永岳を請じて開いた神太寺を同寺の二世天叟順喙が小机に移して雲松院と改めたものと傳えられている。^(三) 因に現在雲松院に安置されている信爲の位牌に乾徳寺殿雲松道慶庵主明應四乙卯年六月八日とあるが、「小田原記」笠原越前守追善の條には雲昌慶公庵主 弘治三丁巳年七月二十六日と見え、法名は兎も角として忌日はこの方が正確に近いのではなからうかと思う。

なお同寺の第十二世別峯宗天が天和二年に記した「臥龍山雲松院起立記」によれば、後北條氏が威を關東に振うに當り笠原信爲をして小机城主たらしめたとあり、この記録にして正しければ、雲松院所藏「笠原信爲文書」に

右熊野堂五貫文者、早雲寺殿御茶湯爲分永代寄進申者也、代官之事者沼上藤右衛門に申付候、何時も從寺家可御催促候、爲後日仍如件

續 小机の二つの寺（浅子勝二郎）

（二七九）

一

享祿二己丑年十二月十三日

笠原越前守信爲(花押)

雲昌院 參

と見えているから信爲が本寄進狀を發した享祿二年頃彼は既に小机城主であり、雲松院も小机に移つていたのでないかと推定される。

さて「小田原衆所領役帳」^(五)に見える笠原藤左衛門同彌左衛門等は何れも信爲の支族と考えられるのであるが、「笠原信爲文書」の沼上藤右衛門は彼の配下であろう。また前記役帳の小机三郎(後上杉輝虎の養子となり景虎と名乗つた)の知行の中「豆州小坂ノ内 沼之上」と「雲松院所藏文書」中(註一〇参照)の「沼上奉之」の沼上は何れも藤右衛門の一族と思われるが或は同一人であるかも知れない。ところで同文書中(註一八参照)に見える所謂小机四人衆は「新編武藏風土記稿」に

百姓加左衛門

鈴木を氏とす、除地三段九畝二十七步を所持す、

百姓十右衛門

野呂氏なり、是も除地三段九畝二十九步を所持す、

百姓六右衛門

藤井氏なり、除地三段九畝二十五步、

百姓七兵衛

酒輪氏なり、これも除地三段九畝二十二歩、加左衛門以下四人の先祖を小机の四人衆として、北條家分國の頃土著せし侍なりと云、惣てそのかみ地士の組合で軍務にあづかるものを、三人衆四人衆など云は其頃のならばはしなり、大見の三人衆、當麻の三人衆など云こと、「小田原役帳」にも見えたり、天正十八年小田原陣の時、秀吉よりあたへし朱印を今に藏す、其餘文書をも持傳へり、又先祖の佩刀なりとていづれも古刀一腰を藏せり、かゝる舊家なれば、正徳の頃までは夫役のものを指揮せしといふ、其頃のものとて伊奈半左衛門が家人より人足のことを云ひおこせし狀などを藏す。又四人ともに除地を抱ゆることは、延寶七年檢地の時、秀吉よりの制札に四人衆抱分とあるを以て、ことさら彼等が所持の地を、除地とは定められしといへり

とあり、この四人衆については、鎌倉以東で宗牧を迎えたのは小机衆であり、その「東國紀行」天文十三年三月三日の所に「程なくかな川に着きたり。此の所へも、こつくゑの城衆へ言ひ付けられて、旅宿慶運寺に構へたり云々」と見え、また栗原清一氏舊藏文書には

小机家中之領分借米有_レ之歟、令_ニ難澁_ニ不出候哉、非分に候、借狀之任_ニ文言_ニ有_ニ催促_ニ可_レ取候、若及_ニ菟角_ニ鄉村有_レ之者、急度此方へ可_レ被_レ申候、速可_ニ申付_ニ候、仍如_レ件

甲申二月十四日

興津右近 奉之

鈴木又右衛門殿

とあつて、小机の家中の知行を宰領していた鈴木又右衛門が當時の四人衆の一人であつたことはいうまでもないが、兎も角この四人衆が前記の沼上氏と共に小机方面に相當な權威をもつていたことは推察に難くない。なお本書狀にも例の「桐圭」の朱印が捺されている（鈴木又右衛門宛の「桐圭」の朱印狀はほかに四通泉谷寺に保管されている）

ところでこの「桐圭」の印判を捺したものは駿河の「獅子濱植松文書」（駿河には獅子濱厚原の兩「植松文書」がある）にも數多く見られるが、その中癸酉（天正元年と推定される）二月朔日付のもの、奉行に二宮織部丞の名が見え、これは西（同年）七月十七日付のものに二宮織部、甲戌（天正二年）七月四日付のものに唯二宮更に「稻垣文書」（舊「多門坊文書」）二宮織部之丞とあるものと恐らく同一人であろう。この二宮の祖父かと思われる織部正が大永三年に泉谷寺を開いたと傳えられているのである（寺傳では開基は北條氏綱となつてゐる）小机の二つの寺——泉谷寺と雲松院は、そのそれぞれの開山季雲永岳見譽悅公が大永六年と弘治二年に示寂しているところから、少くとも千五百年代の前半に何れも後北條氏の由緒ある臣下によつて開かれたことを窺い知ることができる。

さて前述のように笠原信爲は享祿二年頃既に小机城主となつていたのであるが、後子康景（能登守）これを襲い孫照重（平左衛門）の代に及んだ。「小田原衆所領役帳」には

一左衛門佐殿 知行。

千百六拾八貫七百五拾七文。

西郡 東郡 河越卅三郷

飯田岡分。岩瀬郷。多岐内。

小机 中郡 豆州（郷）

綱島箕輪共。入野江。川津江。

一 小机
三郎殿

八百八拾八貫九百五拾六文。

武州(郷)小机同

小机本江。鳥山。保土ヶ谷。鴨居。

比企郡同小机同西郡

平沼。荏下。恩田。西大友。

江戸豆州小坂ノ内 沼之上。

本郷。

久良岐郡反錢ニ而被進。

と見え、永祿二年頃小机地方は北條氏康の子左衛門佐即ち氏堯と小机三郎即ち氏秀(後の上杉景虎)の兄弟によつて分領され、小机城の所在するあたりは氏秀の勢力範囲であつたことがわかる。しかし彼がその城主であつたかどうか確證はない。「新編武藏風土記稿」には

按に「中葉諸城主」及び「關東古戦録」等の書には、北條左衛門佐氏堯も當城に在城せし如くしるせり、又「九代後記」には天正九年、北條左衛門佐家子武州小机城主笠原平左衛門をして合戦せしめしか、此年討死せしと云、是によれば當城の邊すべて氏堯の領地にして、笠原も氏堯に屬して在城せしなるべし

と見えているが、今氏堯の小机在城の時期を明にすることはできない。唯氏秀が上杉輝虎の養子になつたのは元龜元年四月であり、氏堯が小机を領するに至つたとすれば、それは四月以後で、彼の小机在城も「當城の邊すべて氏堯の領地」も元龜元年四月以後のこととすれば恐らく事實であろうし、また笠原平左衛門が天正九年に伊豆戸倉の合戦に討死するまでの或期間小机城主であつたとしても必ずしも不都合ではない。

さて「桐圭」の印判は方一寸九分五厘で、この印判を捺した文書は今日相等遺つてゐる。但しその日付は干支或は十二支を冠したものと年月日で記したものと唯月日を記したものとがある（干支を冠したものの十六、十二支を冠したものの十三、年月で記したものの二、月日のみを記したものの三）

この朱印狀はその發行の時から考えて、駿河の「獅子濱植松文書」に未四月晦日とある未が元龜二年、「武州文書」に戊子九月廿四日とある戊子が天正十六年と推定されるから、その發行期間は大概十八年ということになる。

そこでこの朱印狀を出した人は誰かということになるのであるが、まず見逃してはならないことは、この朱印狀が天正九年を境としてその遺存している地域に劃然たる相違を示していることである。即ち天正九年以前においては「桐圭」の朱印は二十一通の駿河の「獅子濱植松文書」と一通の駿河「龍雲寺文書」つまり駿河關係の二十二通に對し「雲松院所藏文書」等四通の武藏關係のものに見られるのであるが、同十年以後においては悉く「武州文書」で一通の駿河關係の文書にもこれを見出し得ないのである。これは果して如何なる事情に基くものであろうか。抑々伊豆戸倉城は小田原の老臣松田憲秀（尾張守）の子笠原憲定（新六郎）が氏堯に代つて鎮めていたのであるが、天正九年彼は武田勝頼に誘われてこれに降り、同年十二月戸倉の向城太平城に籠る氏堯を攻めた。氏堯はそこで武州小机の城主笠原平左衛門をして太平と戸倉の間の手白山に防戦せしめたが及ばず遂に平左衛門は討死し、^(九)斯くして北條氏の勢力はこの方面から後退するに至るのである。「桐圭」の朱印狀が天正九年まで駿河の「獅子濱植松文書」に存し、同十年以後は一通もこの方面に見られないという事實は斯る事情によるものであるとともに、場合によつては氏堯がこの印判を用いたろうことを疑わしめるものである。

ここで時代が前後するが平左衛門の父笠原康景（能登守）について一言しなければならぬが、「江戸名所圖會」^(七)には「小田原記」を引いて、大永四年に北條氏綱が小机城を普請して笠原越前守同能登守父子を城代としたと記されているが、これが若し事實だとすれば、笠原三代は既に大永頃から天正の中頃まで約六十年の長きに亘つて小机城主として少くとも小机城將として後北條氏に重きをなしていたことがわかる。康景は永祿十二年十二月武田信玄との軍に従い蒲原に戦死している。氏政は同年七月には布施佐渡守に命じて蒲原城を守らしめ、八月には堺和氏續を駿河興國寺城主とするなど武田氏に對する備を怠らなかつたようであるが、信玄は早くも九月のはじめには上野から進んで武藏鉢形城に氏邦を攻め、十一月には越後の潰亂、駿豆兩州の掌握を神佛に祈つて^(十一)いる。結局この合戦に城主北條新三郎（綱重）をはじめ部將多く斃れ^(十二)、北條氏の勢威ようやく衰うの感がある。蒲原合戦に先だつて講ぜられていた氏秀を輝虎の養子たらしめる方策も對甲、越相共同戦線の整備のためとはいえ、北條氏としては己むを得ざるに出でた窮境打開への一手段であり、氏秀は體のいい證人であつたとも見られるのである。

さて前述のように永祿二年頃小机地方は北條氏堯氏秀の兄弟によつて分領され、小机城の所在するあたりは氏秀の勢力範圍であつたのであるが、永祿十二年以來上杉氏と北條氏との間に頻りに和議が重ねられ、その和約の一條件として、遂に元龜元年氏秀は輝虎の養子となることになつた。^(十三)事實「上杉家文書」の中には、永祿十二年から元龜二年の夏頃にかけて、氏康氏政から輝虎に宛てた書狀が數十通傳えられているが、元龜二年十月の氏康卒去の前後を境として越相間の和破れ、「上杉家文書」中にも、元龜二年四月十五日付の氏康の書狀を最後として、以後北條氏關係の文書は一通も見當らない。

ところで相田二郎氏によれば越後に養子となつた氏秀を襲つて氏堯が小机城主となり、「雲松院所藏文書」に遺る「桐圭」の朱印狀は氏堯の發したものであり、しかもこの印文は當時の事情をよく物語つていゝといふのである。その印文の解釋は實は同様の朱印狀を家藏されていた故栗原清一氏の與えられたものらしく、即ち「史記」晉世家第九に

成王與_レ叔虞_二戲、削_レ桐葉_二爲_レ圭、以_レ與_レ叔虞_一曰、以_レ此封_レ若、史佚因請_レ擇_レ日立_レ叔虞_一、成王曰、吾與_レ之戲爾、史佚曰、天子無_レ戲言、於_レ是遂封_レ叔虞於唐_一

とあり、周武王の子唐成王がその弟叔虞に桐葉を削つて圭となしたものを與えて彼を唐王に封ずる約束の印としたが、後遂に叔虞が弟でありながらこの桐圭の約に従つて王位に即いたといふ事實（圭とは封侯・祭神・聘問等に際して天子の印として用うるもの）は、正に氏堯が兄氏秀に代つて城主となつた事實と符合し、氏堯は唐成王が約束の印とした「桐圭」の文字を撰んで自らの印判としたものとし、「桐圭」の印判を用いたものは氏堯であると考證されたのである。

成程この「桐圭」の朱印狀は氏秀が輝虎の養子となつて越後に赴いた元龜元年四月以後一年を経て、未（元龜二年と推定される）四月晦日の日付で駿河の「獅子濱植松文書」^{（十四）}に初見している。これはつまり現存する「桐圭」の朱印狀に關する限り、氏秀の越後入國の時日を遡るものは一通もないといふことを表明するものである。

そこで「小田原衆所領役帳」に見える氏堯氏秀の知行關係から、氏堯が氏秀の後を襲つて小机地方を領したることは必ずしもあり得ないことではないが、その時彼が果して小机城主になつたものであるかどうかは遺憾ながら不明である。唯前述のように「桐圭」の朱印狀が、戸倉合戰の行われた天正九年を境としてはつきりした遺存區域を示していることについて、この方面と氏堯との何等かの深い關係を明にすることはできないものであらうか。

「小田原記」によれば永祿十二年の蒲原合戦に城主北條新三郎（綱重）が戦死して、その父幻庵は氏秀を養子として所領を残らず譲つたということになつてゐるが、「小田原衆所領役帳」には「幻庵御知行」中「豆州太平」の名が見えてゐる。氏秀は元龜元年に輝虎の養子となつて越後に入るから、その後は恐らく小机地方と共に氏堯の所領となつたのではあるまいか。「植松文書」の残る獅子濱も龍雲寺のある多比も戸倉に近く現在共に沼津市に入つてゐる。前述のように「桐圭」の朱印狀は天正九年以前においては駿河關係のものが壓倒的に多いという事實は、若しこの朱印狀が果して氏堯の發したものであるならば、天正九年以前彼は小机地方よりは寧ろ戸倉地方に權力を振り、いい得べくんば永祿十二年の蒲原敗戦後對甲州戦線の守將として重きをなしていたのではなからうか。因に氏堯の名は戸倉地方に所領を得てから新三郎の別名たりしものをとつて氏光を改めたものであらう。

ここで氏堯の印判と思われる他の二者について一應觸れてみよう。

まず「有虞寶胎陶唐」の印判であるが、この印判は方二寸一分五厘でこれを捺した文書は今日僅に伊豆の林際寺と武藏小机の雲松院に各一通遺されてゐるのみである。

相田氏によればこの朱印狀が氏堯の發したものであることは明確で、その理由は「林際寺文書」の中に、氏堯の發した壬戌八月廿日付の寄進狀即ち

爲瑞泉庵弔、河津庄林際寺え、毎年五貫四百文宛奉寄附候、二季彼岸施餓鬼并盆、三度三貫文靈供免、僧扶持貳貫四百文、合如此、每日法花經一卷宛奉讀誦後生并可吊者也、仍如件

(永祿五)
壬戌

八月廿日 氏堯(花押)

林際寺

參

とあるものと、この印判を捺した同日付の朱印狀即ち

河津年貢□□^(の内?)以_三五貫四百文、村串鳥澤鈴木前より可_レ有_三御請取_一候、仍如_レ件

壬戌

八月廿日

參

とあるものがあり、各々その右筆を同じくしているのでこの印判は明に氏堯の使用したものであるというのである。なおこれは何れも氏堯が林際寺に對して河津庄の知行を寄進したことに關するもので、壬戌は永祿五年に當り、同二年に注進された「小田原衆所領役帳」の左衛門佐殿即ち氏堯の知行中に「豆州河津郷」の名が見えているところからも相田氏の斷定は誤つていないと思う。

ところで他の一通が辛酉閏三月廿三日付雲松院宛の制札で、寺中門前の竹木伐採と横合非分の狼藉を禁止したもので、辛酉は永祿四年に當り、「小田原衆所領役帳」に見える知行所から判斷すれば、この制札は小机三郎即ち氏秀が出すのが至當であろうが、氏堯も小机領(綱島箕輪)を知行しているのであるから、彼がこの制札を出しても大して不都合

もなさそうである。

次に「福壽」の印判は方二寸で、この印判を見る文書は現在駿河「稻垣文書」(舊「多門坊文書」)中に僅に二通を數え得るに過ぎない。その一通に

須津庄之内八幡愛鷹并別當屋敷、竹木伐取事堅令_ニ停止_ニ畢、若背_ニ此旨_ニ者有_レ之者、彼者召連當城可_レ被_レ參者也、仍如_レ件

(永祿十二年)

二宮織部之丞

奉之

巳 七月四日

長谷川八郎左衛門尉



須津内八幡

多門坊

とあり(多門坊は須津八幡宮の別當でその寺地は現在の富士郡須津村中里に入っている)他の一通は(註八参照)小麥石砦の管理を多門坊等に命じたもので、それに「氏政氏實へ御取合可_ニ申上_ニ候」とあるを見れば、この朱印狀が北條氏關係のものであることは明である(氏實は幻庵の子で興國寺城主たりしものであらうと思われる)しかしこの「福壽」の印判を以て氏堯の押捺なりとする所以を積極的に明にし得るものはないが、消極的には、この二通の奉行の一人二宮織部之丞は、氏堯が氏秀を襲つて發したと思われる元龜元年四月以後の「桐圭」の朱印狀——その初見は「獅子濱植松文書」に(元龜二年)未四月晦日の日付のあるものであるが——例えば同じく「獅子濱植松文書」に奉行として二宮織部丞二宮織部或は唯二宮とあるものと同一人と想像されるから、前記の二通は氏堯の發したものであり、従つてそれに見られる「福壽」の印判は氏

堯の使用したものであろうという推察も一應許される譯である。

結局現在遺されている文書についていい得る限りでは、氏堯は永祿四五年頃「有虞寶叅陶唐」の印判を用い、その後「福壽」に改め（少くとも永祿十年にはこれを用いている）更に元龜二年から天正十六年まで前後十八年に互つて「桐圭」を押捺したと考えることができよう。

要するに「有虞寶叅陶唐」・「福壽」・「桐圭」の印判は何れも氏堯所用の確證あるものではないが、僅に「有虞寶叅陶唐」の印判が、何れもその右筆を同じくする伊豆林際寺所藏の二通の文書の一方に見え、他方に氏堯の花押を認め得られるところから、且氏堯がその書狀を宛てた當の林際寺が彼の知行の中にあるところから氏堯所用を確め得るのである。相田氏によれば「桐圭」の朱印狀が天正九年を境としてその遺存區域に劃然たる相違を示している理由は、同年氏堯が戸倉において勝頼に敗れ退いたためで、これが氏堯が本印判を用いた第一の證據であり、更に「桐圭」の印文は「史記」に傳える唐成王が約に従つて弟叔虞に社稷を讓つた故事をあらわしたもので、これは氏秀が元龜元年越後に輝虎の養子となり、その後を弟に襲がせたことを意味するものであつて、これが第二の證據であるといふのであるが、第一の證據は兎も角として第二の證據に至つては聊か穿ち過ぎた嫌いがなくてもない。第一氏堯が氏秀の故地を襲つたといふ確證は全然ない。相田氏は「桐圭」の故事に合致せしめんためか「もと小机城主であつた人は氏堯の兄、三郎氏秀であつた」ともいわれているが、氏秀果して小机城主たりしや否やも不明であるし、「氏堯はその兄、氏秀の後を襲つて小机城主に就いたのである、今こゝに掲げた印文桐圭の文字は正にこの氏堯が兄の氏秀に代つて一國の城主になつた事情を物語つてゐるのである」^(十七)も性急に過ぎるものがある。

故人の言説を云々することは筆者の本意とするところではないが、氏堯は氏康の六男氏光の別名であり、氏秀は同七男である。「小田原衆所領役帳にも」「左衛門佐殿知行」を先とし「小机三郎殿」を後としている。ここにも長幼の序を見ることができる。また相田氏は城主をしきりに氣にしていられるが、小机城は方三町にも満たざる蕞爾たる山城で、これを以て一國一城の主としての權威を誇ることは到底できない。

さて「桐圭」の印判は相田氏が擧げていられる條項だけでは、その氏堯所用を證據だてるに足らず、氏堯と戸倉地方との密接な關係が明にされなければならないが、前述のように、氏堯と同地方との所領關係を窺わしめるものもあり、更に同地方が當時の對甲州の戰略上の據點として、小田原役に早川口の守將となつた氏堯の一方に將たるの器がここに迎えられたと見ることも強ち無理ではなからうと思う。斯く見來れば「桐圭」の朱印狀は氏堯の發したものであり、またそれが天正九年の戸倉敗戦を境として遺存區域に劃然たる相違のあることも正當に理解されよう。唯その撰文の眞意は、氏堯が兄氏秀に代つて一國の城主となつたことを示さんがためのものではなく、氏堯の他の印判「有虞寶胎陶唐」(有虞は帝舜陶唐は帝堯)や「福壽」と考え合わせて、彼が盛徳を以て天下に臨み、人民の福祉と社會の平安に意を用いたという古の聖天子を心に描いていたことをあらわしているものと解することはできないであらうか。しかしこれも亦穿鑿に過ぐるのそしりを免れないであらう。

「雲松院所藏文書」に見られる印判の由來をものがたることはできても、その由來を明にすることはできない。

小机の雲松院には「有虞寶胎陶唐」と「桐圭」の朱印狀が現存する——これだけは嚴然たる事實である。これをなまじいに云々することは徒に事態を非現實化するおそれがある。

小机の二つの寺は「謎」を藏している。
こう結論する方が或は無難であるかも知れない。

註

(一) イ、鳥山之内神臺地雲松院分指地指出

貳丁壹反大七十歩

田數

分錢拾貫九百卅二文

反別五百文宛

七段小四十歩

畠數

分錢七百四十四文

秋成反別百文宛

四百八十二文

夏成同六十五文宛

以上拾貳貫百五十八文

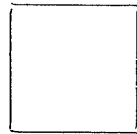
定納惣合貳拾九貫八百文

役錢之儀は寺にて可_レ被_二仰出_一候也

元龜三年_中壬

久米玄蕃助(花押)

十一月朔日



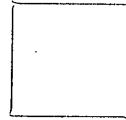
武 圖書助(花押)
中田加賀守(花押)

雲松院領

代官

百姓 中

只、雲松院寺領之内、他寺へ引由聞届候、誠無_二是非_一次第に候、抑彼寺領爲_二如何_一他寺之絆可_レ有_レ之候、自今以後、少成共脇
へ引由聞届候者、彼寺領取放可_レ申候、爲_レ其以_二印判_一申定者也、仍如_レ件



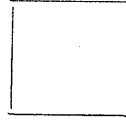
亥

十二月五日

雲松院

沼上 奉之

ハ、當夏中被_レ置_ニ江湖_ニ之由尤候、自然聽衆之者於_ニ寺中_ニ致_ニ狼藉_ニ輩有_レ之者、則交名可_レ被_ニ申越_ニ、若又至候時、喧嘩口論におゐては、即時に四人衆に可_レ被_ニ申斷_ニ候、定て其沙汰可_ニ申付_ニ者也、仍狀如_レ件



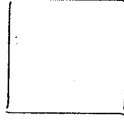
丙子

三月十六日

雲松院

(二) 制札

右於_ニ當寺中門前共_ニ竹木切取事、堅令_ニ停止_ニ畢、并横合非分申候輩有_レ之擲取、笠原平左衛門に可_ニ相渡_ニ者也、仍如_レ件



辛酉閏三月廿三日

雲松院

高井大炊助 奉之

(三) 「新編武藏風土記稿」によれば同寺は天文年間の草創で、開基は小机城主笠原越前守信爲、開山は季雲英岳和尚とある。

(四) 別名を「北條家所領役帳」ともいう。永祿二年に太田豊後守・關兵部丞・松田筑前守が命を受けて奉行となり、北條氏關係の所領を檢注したもので、「續群書類從」(卷第七百十一本武家部五十七)にも收められているが、誤字が頗る多い上に數種の異本があり史實の確定を期し難いうらみがある。

(五) 武藏國多東郡小机根古屋城者、應仁年中、鎌倉之管領上杉之家臣太田道灌、築_ニ城壘_ニ於小机根古屋郷。在_ニ城干茲_ニ、凡十有五年也。然後道灌不幸罹_ニ干讒佞之利嘴_ニ、而爲_ニ主君定正公_ニ被_ニ害殺_ニ也。實干文明十八年之頃也。是以空城無主已七年也

續 小机の二つの寺(淺子勝二郎)

矣。然後明應改元之頃、伊勢新九郎氏茂、發_レ向關東、擅振_レ武威。當_レ此時、招_レ致豆州戸倉之城主笠原越前守信爲、頼爲_レ己之執權、轉_レ彼戸倉之城主_一成_レ小机城主_一。又賞_レ之給_レ與小机保内十八萬石_一、令_レ領_レ知之_一云々

小机築城の時期當事者は不明であるが、その名は既に「吾妻鏡」にあらわれている。即ち延應元年二月十四日の條に十四日、甲寅、武藏國小机郷鳥山等荒野可_レ開_レ發水田_一之由、被_レ仰_レ大夫尉泰綱_一

とある。小机城は降つて應仁文明の頃長尾景春に與して兩上杉氏に當つた矢野兵庫助の據點であつたが、文明十年四月太田道灌によつて攻略された。寶生寺(現橋濱市東區堀内町所在)にはこの時の道灌の禁制狀と同寺が道灌の小机攻の戰勝祈願と陣中見舞として薯を贈つた好意に對する感謝の書狀が藏されている。即ち

禁制

武州久良木郡平子郷於_レ石川談義所_一當_レ手軍勢濫妨狼藉事

右有_レ違犯之輩_一者可_レ被_レ處_レ罪科_一之狀如_レ件

文明十年二月 日

沙彌太田道灌(花押)

爲_レ當陣御祈禱_一卷數一枝並薯預贈給候、祝着之至候也、恐々謹言

卯月十日

沙彌道灌(花押)

謹上 寶生寺

(六) とあるのがそれである。小机城はその後伊勢新九郎氏茂即ち北條早雲が笠原越前守を戸倉城より移して城主としたとも或は二代氏綱が笠原越前守同能登守父子を城代とした(「小田原記」)ともいわれているが、正否何れなりや遽に斷じ難い。現在小机町鈴木武雄氏所藏文書に

禁制

相模國小机庄之内四人衆抱分

一 軍勢甲乙人等濫妨狼藉事

一 放火事

一 對_レ地下人百姓_一非分之儀申懸事

右條々緊令ニ停止訖、若於ニ違犯之輩ニ者、速可被レ處ニ嚴科ニ者也

天正十八年四月 日 (秀吉朱印)

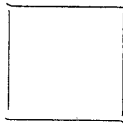
とある。

(七) 谷宗牧著一卷天文十三年から十四年にかけての紀行「群書類從」第三四〇所收

(八) 小麥石之小屋、可被ニ相拘ニ事簡要に候、依ニ走廻ニ一氏政氏實^(眞)へ御取合可ニ申上ニ候、尙各々相談彼小屋可被レ拘事專一候、仍如レ件

(永祿十二年)

已七月四日



二宮 織部之丞

奉之

長谷川八郎左衛門尉

多門坊

實相坊

大鏡坊

須津小屋中

(九) 「小田原記」第五戸倉合戦之事等參照

(十) 「江戸名所圖會」五 小机城跡

「小田原記」に、天永四年甲申正月十三日、北條氏綱、上杉朝興を攻落し、歸陣の後、小机の城を普請ありと記せり、依老臣笠原越前守、同能登守父子を城代として、此所に居住せしむとなり

(十一) 越前「眞田文書」に

急度染ニ一筆ニ候、今六日蒲原之根子屋放火之處、在城之衆悉出合之條、遂ニ一戰得ニ勝利ニ爲レ始ニ城主北條新三郎、清水、狩野介不レ殘討取、即時城乗取候、誠前代未聞之仕合に候、猶本城江者山縣三郎兵衛尉相移、此表一返本意可ニ心易ニ候、恐惶

續 小机の二つの寺 (淺子勝二郎)

謹言

十二月六日

(武田) 信玄

一 德齊

(信綱) 眞田源太左衛門殿 (尉脱カ)

とあり信玄の得意想うべしである。なお甲斐「惠林寺文書」にも

就_レ于蒲原落居、早々御音問祝著候、抑去六日當城宿放火候キ、例式四郎、左馬助聊爾故、無紋に城へ責登候、寔恐怖候處、不

思儀に乗崩、城主北條新三郎兄弟、清水、笠原、狩野介已下之凶徒、惣而當城に所_レ楯籠_レ之士率不_レ殘討捕候、當城之事者、

海道第一之嶮難之地に候、如此輒違_レ本意候、非_レ一人作_レ候、剩味方一人も無_レ恙候、可_レ御心易_レ候、恐々謹言

十二月十日

信玄(花押)

德秀齊

御返報

と記されている。

(十二) 武藏「陽雲寺文書」に

敬白起請文 因金錢吉共企之、

右意趣者

一 今度向_レ于駿州_一出陳、則蒲原落城、興國寺同前、駿州圓令_(一脱カ)ニ靜謐、達_ニ信玄本意_一者、從來庚午歲_(元龜元年)、可_レ學_ニ天臺之化行_一之衷、

付從_ニ己巳十一
月一替_ニ肉食_一、

一 越後潰亂出來、向_レ吾信上二國_一不_レ動_ニ干戈_一然駿豆兩州屬_ニ信玄之裡_一者、諏方一郡無_ニ私用_一可_レ寄_ニ附兩社_一之衷、

一 至_ニ于來庚午歲_一、如_ニ神約_一奉_レ勸_ニ請飯繩_一於甲州_一之衷、付如金錢文可有御社領、

三箇條理令_レ違犯_二者、可_レ蒙_二刀八毘沙門天王、諏方上下大明神、飯繩大明神御爵_二者也

永祿十三_二己十一月九日

法性院信玄(北條)(花押)

と見えている。

(十三)

氏秀は四月五日に小田原を發し、同二十五日には輝虎は氏秀に自らの幼字を與えて景虎と稱せしめてその姪長尾政景の女を配している。「上杉家文書」には次のように記されている。

去_二廿五、息三郎_二於_二御城中_二被_二遂_二御祝儀_二之由、誠以千秋萬歲之至、於_二愚老_二本望満足不_レ過_レ之候、近日以_二使者_二御祝儀可_二申展_二候、

氏政者敵陣程近_二遂_二對陣_二間、此度不_レ及_二御返事_二候、非_二無沙汰_二候、聽_レ而以_レ使可_二申入_二候、愚老相心得可_二申達_二由候、恐々謹言

五月十二日

山内殿

氏康(北條)(花押)

しかし景虎は天正六年輝虎の死後景勝と繼嗣を争い、遂に敗死した。その間の事情は輝虎の死後十日にして早くも争論あり、景勝は自らその後を嗣ぎ、五月景虎は春日山城を出て府内御館城に據つて景勝に對抗し、上杉氏の將士兩黨に分屬して争い、勝頼も氏政の請により兵を信越國境に出し、景勝これに和を求める等越後は大に多事であつたが、勝頼兩者間を斡旋して和儀一度成つたが、再び亂れ、翌七年に至つて御館城の命數ようやく極まり、前關東管領上杉憲政、景虎の一子道満丸は景勝の兵に害せられ、景虎また敗れて鮫尾城に遁れたが、三月二十四日城遂に陥り景虎は自殺した。

なお景虎の最後については、近くは佐藤進一氏が新潟縣の委囑によつて編纂された「越後文書寶翰集」にも「上杉景勝書狀」として次のように見えている。

急度申し遣候、仍去月廿四館落居、三郎切腹、其外始_二南方衆_二楯籠者共一人も不_レ洩討果候、去月以來之散_二鬱憤_二、大慶不_レ過_レ之候、扱又有_二其許涯分走廻_二、越前守身上可_レ令_二馳走_二事肝要候、猶越前守可_二申越_二候、穴賢_レく

續 小机の二つの寺(淺子勝二郎)

(二九七)

一九

尙々此度越前守雖可指下一候、其元未落居之由候間、如何共とりさかの地於ニ計策仕一者其上必可指下一候、無ニ油斷一可令一才覺一候、以上

(天正七年) 卯月八日

景勝 (花押)

築地修理亮とのへ

(十四) 一獅子濱百姓退轉候之間、前々役不致之、舟共改役等申付之事、一五ヶ村へ出入之舟きふく改、ゑんせうなまり鐵砲至子有之者可申上之事、一口野四ヶ村之舟たちうみの間、つりに罷出事、かたく令ニ停止候、若此旨押而罷出候者、過失可申付之事、右、三ヶ條之旨背者有之者、過失可申付者也、仍如件

未 四月晦日

眞田 奉之

植松右京助殿

(十五) 「史學雜誌」四六ノ九、六九ノ七一頁「北條氏の印判に關する研究」中「有虞寶陀陶唐の印判」の項參照
(十六) 於ニ五ヶ村ニ觸もらい之儀、如ニ前々ニ可致之候、向後横合申者有之之間敷候、爲其御印判を被下者也、仍如件

(天正元年) 癸酉 二月朔日

二宮織部丞 奉

植松右京亮殿

自ニ前々ニ於ニ五ヶ村陣夫召仕由申上間、如ニ前々ニ無ニ相違ニ從ニ當陣ニ可ニ召仕一者也、仍如件

酉
七月十七日

二宮織部奉

植松右京亮殿

此度越度を以被ニ召上ニ兵糧百四俵、御直與一郎に於ニ五ヶ村ニ早々相渡、請取を取可レ懸ニ御目ニ者也、仍如レ件

(天正二年)

甲戌
七月四日

二宮奉

植松右京亮殿

(十七) 「史學雜誌」四六ノ九、七三ノ七頁「北條氏の印判に關する研究」中「桐圭の印判」の項參照